

地域の福祉ニーズ調査票（いきいき支援センター）【結果】

※各選択肢横にある（ ）内の数字は回答割合です。

I. 介護保険法・障害者総合支援法の制度外サービス

問1 高齢者や障害者等で日常生活に支障のある人やそのご家族からの相談に応じて、介護保険や障害者総合支援法等既存の公的制度やサービスでは対応できなくて困ったことはありませんか。

1. ある (92.3)
2. ない ⇒問3へ (0.0)

問2 それは、どのような内容のものでしたか。(○はいくつでも) また、どのように対応されましたか。※ 対応方法の集計は省略しています。

記載例 ①. しつけなど子育ての仕方 ... (A)

1. 外出支援 (通院含む) ... (95.5)
2. 買い物の手伝い ... (63.6)
3. ゴミ出しや掃除 ... (90.9)
4. 入院時・入院中のお手伝い ... (81.8)
5. 話し相手 ... (77.3)
6. 電化製品の修理、使用方法の説明 ... (54.5)
7. 家の小修繕 ... (59.1)
8. ペットの世話 ... (86.4)
9. 生きがいのための趣味活動 ... (40.9)
10. 集いの場 (サロン) ... (59.1)
11. 隣人トラブル ... (81.8)
12. 医療的ケアが必要な人の就学・就労 ... (22.7)
13. 医療同意 ... (45.5)
14. 保証人探し (入院手続き、賃貸契約等) ... (81.8)
15. 経済的支援 ... (95.5)
16. 就労支援 ... (68.2)
17. 社会的孤立 ... (68.2)
18. その他 () ... (13.6)

【対応内容の選択肢】

- A. (回答者が) 自分で対応した
B. 家族・親族等に対応した
C. 地域 (民生委員等) と協力して対応した
D. 行政機関に依頼した
E. 社会福祉協議会に依頼した
F. ボランティア・NPOに依頼した
G. 他の相談機関と協力して対応した
H. 他の相談機関に引き継いだ
I. 特に対応しなかった・対応できなかった
J. その他 ()

II. 地域の困り事について、お尋ねします

問1 地域との関係づくりのために、日頃の業務の中で実施していることは何ですか。

(○は3つまで)

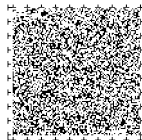
1. 地域福祉活動への参加・協力 (26.9)
2. 地域の行事等への参加・協力 (57.7)
3. 地域住民との協議の場への参加 (26.9)
4. 地域住民等との協働による取組の実施 (サロンの実施) (26.9)
5. 本人への支援を行う際に、地域住民等に対しケース会議への参加を依頼する (26.9)
6. 区社会福祉協議会との連携・協力 (34.6)
7. 民生委員・児童委員、主任児童委員等との連携・協力 (88.5)
8. その他 () (3.8)

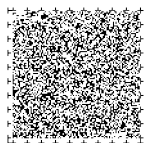
問2 地域の困り事を地域住民の課題として、住民同士が協力して問題解決する力は、ここ数年でどのようになっていると思いますか。(○は1つだけ)

1. 高まっている (7.7)
2. やや高まっている (69.2)
3. 変わらない (15.4)
4. やや低下している (0.0)
5. 低下している (7.7)
6. わからない (0.0)

問3 地域の困り事を地域住民の課題として、住民同士が協力して問題解決する力を高めるためには、何が必要だと思いますか。(○は3つまで)

1. 地域福祉ニーズに対応する団体の情報の地域への発信 (15.4)
2. 活動者への研修等の開催 (3.8)
3. 専門機関 (専門職員) のアドバイス (15.4)
4. 地域団体やボランティア・NPOと顔の見える関係づくり (53.8)
5. 身近に相談できる人や場所の存在 (53.8)
6. 元気な高齢者が担い手となるための取り組み (38.5)
7. 学生などの若者が担い手として参加するための取り組み (23.1)
8. 社会福祉法人、商店や企業等の地域貢献による支援 (19.2)
9. 住民が話し合う場 (42.3)
10. 地域住民の福祉意識を高めるための啓発 (34.6)





問4 以下の事項の課題を抱える人や世帯を把握し、支援した又は他の機関等へのつなぎを行ったことはありますか。(問①～⑭すべての項目について回答してください。)

事項	把握状況 (件)			(ある場合) 対応状況 (%)		
	ある	ない	自ら支援した	他機関等へつないだ	支援できなかった	
※自ら (の機関等) のみで支援したケースは、「自ら支援した」に○をつけてください。 ※他の機関等につないで自らも連携に参加した場合、「他機関等へつないだ」に含めます。 ※複数の対応したケースがある場合は、該当する対応結果のすべてに○をつけてください。						
① 介護と子育てを同時にしており、介護・育児負担を感じている人や世帯 (いわゆるダブルケア)	16	9	91.7	66.7	50.0	
② 高齢者と障害者の同居世帯で複数の課題を抱えている人や世帯	25	1	56.7	100	12.0	
③ 高齢の親が障害のある子どもの介護をしており、支援が必要と思われる人	23	3	56.5	100	17.4	
④ ①～③以外で、複数の課題を抱えている人や世帯	24	2	65.2	100	17.4	
⑤ 支援拒否や自ら相談や利用申請等ができない人や世帯	25	1	79.2	79.2	37.5	
⑥ 生活に困難しており、支援が必要と思われる人や世帯	25	0	54.2	100	12.5	
⑦ 住まいの確保など居住に課題を抱えた人や世帯	23	2	52.2	95.7	13.0	
⑧ 精神疾患を抱えている人又は抱えていると思われるが、どこにも相談していない人	25	1	68.0	88.0	24.0	
⑨ 支援が必要な障害がある又はあると思われるが、障害者手帳を取得していない人	20	5	70.0	90.0	25.0	
⑩ 判断能力が不十分であることにより成年後見などの権利擁護を必要としている人や世帯 (消費者被害など)	25	1	68.0	88.0	16.0	
⑪ 虐待の問題を抱えている人や世帯	25	1	68.0	88.0	0	
⑫ 刑務所から出所した人などであって福祉的な支援を必要としている人	21	4	70.0	70.0	15.0	
⑬ 入所施設や病院等から退所・退院した人であって、地域から孤立している人	24	1	85.7	90.5	4.8	
⑭ 外国人であって、地域とのつながりが持てず、地域から孤立している人	8	17	37.5	62.5	25.0	

問5 前のページの問4のほか、複合的な課題や現状の制度の中で対応が困難な課題を抱えているケースがありましたら、ご記入ください。

問6 複合的な課題を抱えた人や世帯又は支援を拒否している人や世帯について、誰もしくはどういう機関・団体に連携をしましたか。または、連携を期待しますか。(①～⑭すべての項目について回答してください。)

機関・団体の名称	連携したことがある	今後連携を期待する
例：連携したことはないが、今後期待する場合 → × ○		
① 公的機関 (区役所・保健センター、児童相談所など)	100.0	30.8
② 社会福祉協議会	96.2	26.9
③ いきいき支援センター	61.5	11.5
④ 障害者基幹相談支援センター	100.0	30.8
⑤ 地域子育て支援拠点 (※)	19.2	65.4
⑥ 子育て総合相談窓口 (子育て世代包括支援センター)	11.5	69.2
⑦ 仕事・暮らし自立サポートセンター	100.0	30.8
⑧ 成年後見あんしんセンター	100.0	34.6
⑨ 高齢者虐待相談センター・障害者虐待相談センター	92.3	34.6
⑩ 障害者・認知症高齢者権利擁護センター	100.0	30.8
⑪ 地域団体 (地域福祉推進協議会など)	88.5	38.5
⑫ ボランティア	96.2	30.8
⑬ NPO	92.3	32.3
⑭ 家族・親族	100.0	30.8
⑮ 隣近所の人	100.0	30.8
⑯ 民生委員・児童委員 (主任児童委員)	100.0	30.8
⑰ 居宅介護支援事業所・相談支援事業所等	100.0	30.8
⑱ 訪問介護や通所介護等のサービス事業所	100.0	30.8
⑲ 医療機関 (病院など)	100.0	30.8
⑳ 知人・友人	92.3	39.5
㉑ その他 ()	42.3	15.4

(※) つどいの広場、子ども・子育て支援センター、地域子育て支援センター、児童館

問 7 複合的な課題を抱えた人や世帯又は支援を拒否している人や世帯について、対応できる専門機関や地域団体、ボランティア・NPOなど必要な機関等の十分な情報を持っていますか。(○は**1つだけ**)

- 1 十分持っている (30. 8) 2 少し持っている (61. 5)
3 持っていない (7. 7)

問 8 複合的な課題を抱えた人や世帯又は支援を拒否している人や世帯について、援助を求められ、対応できなかった (又は対応できそうもない) 場合、その原因は何だと思えますか。

(○はいくつでも)

- 1 対応できるサービス・活動する団体の情報がないこと (65. 4)
2 相談できる窓口が分らないこと (57. 7)
3 世帯全体への支援を包括的に進捗管理する機関等がないこと (65. 4)
4 地域住民の協力が得られなかったこと (38. 5)
5 対応できるサービス・活動する団体がいないこと (80. 8)
6 対応するための時間がとれなかったこと (23. 1)
7 関係機関との連携がとれなかったこと (38. 5)
8 本来業務の範囲を超えるものであること (65. 4)
9 対応できなかった (又は対応できそうもない) ことはない (3. 8)

問 9 他の相談支援機関等と個別ケース会議を実施する際に課題となっていることはありますか。(○はいくつでも)

1. 個人情報等の取扱いが難しいため、必要な情報を共有できない (42. 3)
2. 役割分担ができていない (50. 0)
3. 継続的にケース会議を開催する等の体制を構築できない (調整に手間や時間がかかる) (57. 7)
4. 支援目標が統一できない。 (50. 0)
5. 他の相談支援機関との関係づくりができていないため開催を呼びかけづらい。 (26. 9)
6. 個別ケース会議を開催したことがない。 (0. 0)
7. 課題はない (0. 0)
8. その他 () (26. 9)

問 10 他分野の相談や複合的な課題に対し、各相談支援機関が連携して支援にあたるために必要なことは何ですか。(○は**3つまで**)

1. 相談や協議ができたり、他機関とつながることができる場の設置 (53. 8)
2. 複数の関係機関をコーディネートする機関の設置 (人の配置) (65. 4)
3. 複合的な課題や支援につながっていない世帯等に対し積極的な訪問等を行う機関の設置 (人の配置) (73. 1)
4. 他制度や各相談支援機関の役割等を把握するための研修の実施 (19. 2)
5. 関係機関との間で、支援を標準化するためのマニュアル・様式 (経過を確実にやり取りするための連絡票等) の作成 (23. 1)

6. 必要な情報を共有するための個人情報に関する取り決め (19. 2)
7. その他 () (11. 5)

III. 他分野の相談や複合的な課題への対応

問 1 他の相談機関と連携する必要があるときに、連絡や連携はスムーズに行われていると感じていますか。(○は**1つだけ**)

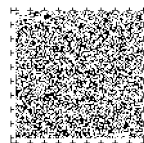
1. 感じる (76. 9)
2. 感じない (15. 4)

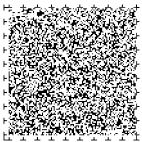
問 2 他の相談支援機関等に相談者をつなぐ際に課題と感じることはありますか。該当する項目を選択してください。(○は**3つまで**)

1. 相談者の個人情報の取扱いが難しい (57. 7)
2. どのように相談支援機関を探したらよいか分からない (11. 5)
3. 連携先の業務に関する知識に乏しいため、何をどのように支援してもらえかわからない。 (50. 0)
4. 顔の見える関係性を構築しておらず、相談しづらい (19. 2)
5. 相談者のニーズが複雑化・多様化しており、他制度・施策のどの相談支援機関等を紹介すれば良いか分からない (65. 4)
6. つなぐことがほとんどない (0. 0)
7. 特に課題はない (0. 0)
8. その他 () (26. 9)

問 3 他の相談支援機関等から相談者を紹介される際に課題と感じることはありますか。該当する項目を選択してください。(○は**3つまで**)

1. 相談者の個人情報等、支援に必要な情報を収集することが難しい (46. 2)
2. 他の相談支援機関等から連絡なしで紹介される (相談者への情報提供のみ) (46. 2)
3. 他の相談支援機関等で対応する必要がある相談者を紹介される (65. 4)
4. 貴機関に対する誤った役割・機能等の情報が相談者に伝わっている (53. 8)
5. 紹介された際の相談者に関する情報と相談者本人の話が異なる (19. 2)
6. 紹介されることがほとんどない (0. 0)
7. 特に課題はない (11. 5)
8. その他 () (7. 7)





地域の福祉ニーズ調査票（障害者基幹相談支援センター）【結果】

※各選択肢横にある（ ）内の数字は回答割合です。

I. 介護保険法・障害者総合支援法の制度外サービス

問1 高齢者や障害者等で日常生活に支障のある人やそのご家族からの相談に応じて、介護保険や障害者総合支援法等既存の公的制度やサービスでは対応できなくて困ったことはありませんか。

1. ある (83.3)
2. ない ⇒問3へ (0.0)

問2 それは、どのような内容のものでしたか。(○はいくつでも) また、どのように対応されましたか。※ 対応方法の集計は省略しています。

記載例 ① しつけなど子育ての仕方 … (A)

1. 外出支援 (通院含む) … (58.3)
2. 買い物の手伝い … (33.3)
3. ゴミ出しや掃除 … (50.0)
4. 入院時・入院中のお手伝い … (58.3)
5. 話し相手 … (25.0)
6. 電化製品の修理、使用方法の説明 … (58.3)
7. 家の小修繕 … (25.0)
8. ペットの世話 … (25.0)
9. 生がいのための趣味活動 … (33.3)
10. 集いの場 (サロン) … (25.0)
11. 隣人トラブル … (50.0)
12. 医療的ケアが必要な人の就学・就労 … (25.0)
13. 医療同意 … (25.0)
14. 保証人探し (入院手続き、賃貸契約等) … (66.7)
15. 経済的支援 … (41.7)
16. 就労支援 … (25.0)
17. 社会的孤立 … (41.7)
18. その他 () … (8.3)

【対応内容の選択肢】

- A. (回答者が) 自分で対応した
B. 家族・親族等と対応した
C. 地域 (民生委員等) と協力して対応した
D. 行政機関に依頼した
E. 社会福祉協議会に依頼した
F. ボランティア・NPOに依頼した
G. 他の相談機関と協力して対応した
H. 他の相談機関に引き継いだ
I. 特に対応しなかった・対応できなかった
J. その他 ()

II. 地域の困り事について、お尋ねします

問1 地域との関係づくりのために、日頃の業務の中で実施していることは何ですか。

(○は3つまで)

1. 地域福祉活動への参加・協力 (41.7)
2. 地域の行事等への参加・協力 (50.0)
3. 地域住民との協議の場への参加 (16.7)
4. 地域住民等との協働による取組の実施 (サロン等) における専門相談の実施等 (25.0)
5. 本人への支援を行う際に、地域住民等に対しケース会議への参加を依頼する (0.0)
6. 区社会福祉協議会との連携・協力 (58.3)
7. 民生委員・児童委員、主任児童委員等との連携・協力 (41.7)
8. その他 () (8.3)

問2 地域の困り事を地域住民の課題として、住民同士が協力して問題解決する力は、ここ数年でどのようになっていると思いますか。(○は1つだけ)

1. 高まっている (0.0)
2. やや高まっている (41.7)
3. 変わらない (33.3)
4. やや低下している (0.0)
5. 低下している (0.0)
6. わからない (16.7)

問3 地域の困り事を地域住民の課題として、住民同士が協力して問題解決する力を高めるためには、何が必要だと思いますか。(○は3つまで)

1. 地域福祉ニーズに対応する団体の情報の地域への発信 (16.7)
2. 活動者への研修等の開催 (0.0)
3. 専門機関 (専門職員) のアドバイス (16.7)
4. 地域団体やボランティア・NPOと顔の見える関係づくり (83.3)
5. 身近に相談できる人や場所の存在 (33.3)
6. 元気な高齢者が担い手となるための取り組み (25.0)
7. 学生などの若者が担い手として参加するための取り組み (16.7)
8. 社会福祉法人、商店や企業等の地域貢献による支援 (8.3)
9. 住民が話し合う場 (16.7)
10. 地域住民の福祉意識を高めるための啓発 (25.0)

問 4 以下の事項の課題を抱える人や世帯を把握し、支援した又は他の機関等へのつなぎを行ったことはありますか。(問①～⑭すべての項目について回答してください。)

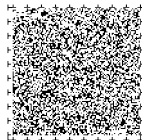
事項	把握状況 (件)		(ある場合) 対応状況 (%)		
	ある	ない	自ら支援した	他機関等へつないだ	支援できなかった
※自ら (の機関等) のみで支援したケースは、「自ら支援した」に○をつけてください。 ※他の機関等につないで自らも連携に参加した場合、「他機関等へつないだ」に含めます。 ※複数の対応したケースがある場合は、該当する対応結果のすべてに○をつけてください。					
① 介護と子育てを同時にしており、介護・育児負担を感じている人や世帯 (いわゆるダブルケア)	8	3	16.7	58.3	0.0
② 高齢者と障害者の同居世帯で複数の課題を抱えている人や世帯	11	1	41.7	75.0	0.0
③ 高齢の親が障害のある子どもの介護をしており、支援が必要と思われる人	12	0	66.7	58.3	0.0
④ ①～③以外で、複数の課題を抱えている人や世帯	11	1	41.7	75.0	0.0
⑤ 支援拒否や自ら相談や利用申請等ができない人や世帯	11	1	33.3	50.0	33.3
⑥ 生活に困窮しており、支援が必要と思われる人や世帯	11	1	8.3	83.3	8.3
⑦ 住まいの確保など居住に課題を抱えた人や世帯	12	0	66.7	50.0	0.0
⑧ 精神疾患を抱えている人又は抱えていると思われるが、どこにも相談していない人	12	0	50.0	58.3	8.3
⑨ 支援が必要な障害がある又はあると思われるが、障害者手帳を取得していない人	12	0	58.3	58.3	0.0
⑩ 判断能力が不十分であることにより成年後見などの権利擁護が必要としている人や世帯 (消費者被害など)	12	0	33.3	91.7	0.0
⑪ 虐待の問題を抱えている人や世帯	12	0	50.0	66.7	8.3
⑫ 刑務所から出所した人などであって福祉的な支援を必要としている人	11	1	66.7	33.3	8.3
⑬ 入所施設や病院等から退所・退院した人であって、地域から孤立している人	9	3	50.0	41.7	0.0
⑭ 外国人であって、地域とのつながりが持てず、地域から孤立している人	7	5	33.3	33.3	8.3

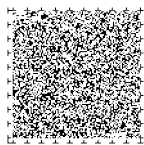
問 5 前のページの問 4 のほか、複合的な課題や現状の制度の中で対応が困難な課題を抱えているケースがありましたら、ご記入ください。

問 6 複合的な課題を抱えた人や世帯又は支援を拒否している人や世帯について、誰もしくはどういう機関・団体に連携をしましたか。または、連携を期待しますか。(①～⑭すべての項目について回答してください。)

機関・団体の名称	連携したことがある	今後連携を期待する
例：連携したことはないが、今後期待する場合	→	×
① 公的機関 (区役所・保健センター、児童相談所など)	83.3	50.0
② 社会福祉協議会	83.3	58.3
③ いきいき支援センター	83.3	58.3
④ 障害者基幹相談支援センター	66.7	41.7
⑤ 地域子育て支援拠点 (※)	25.0	66.7
⑥ 子育て総合相談窓口 (子育て世代包括支援センター)	25.0	75.0
⑦ 仕事・暮らし自立サポートセンター	83.3	50.0
⑧ 成年後見あんしんセンター	83.3	50.0
⑨ 高齢者虐待相談センター・障害者虐待相談センター	83.3	50.0
⑩ 障害者・認知症高齢者権利擁護センター	75.0	50.0
⑪ 地域団体 (地域福祉推進協議会など)	50.0	66.7
⑫ ボランティア	75.0	75.0
⑬ NPO	75.0	58.3
⑭ 家族・親族	83.3	50.0
⑮ 隣近所の人	83.3	58.3
⑯ 民生委員・児童委員 (主任児童委員)	83.3	58.3
⑰ 居宅介護支援事業所・相談支援事業所等	83.3	50.0
⑱ 訪問介護や通所介護等のサービス事業所	83.3	50.0
⑲ 医療機関 (病院など)	83.3	50.0
⑳ 知人・友人	83.3	50.0
㉑ その他 ()	25.0	41.7

(※) つぎの広場、子ども・子育て支援センター、地域子育て支援センター、児童館





問7 複合的な課題を抱えた人や世帯又は支援を拒否している人や世帯について、対応できる専門機関や地域団体、ボランティア・NPOなど必要な機関等の十分な情報を持っていますか。(○は**1つだけ**)

- 1 十分持っている (8. 3) 2 少し持っている (9 1. 7)
3 持っていない (0. 0)

問8 複合的な課題を抱えた人や世帯又は支援を拒否している人や世帯について、援助を求められ、対応できなかった(又は対応できそうもない)場合、その原因は何だと思いますか。

(○はいくつでも)

- 1 対応できるサービス・活動する団体の情報がないこと (4 1. 7)
2 相談できる窓口が分らないこと (8. 3)
3 世帯全体への支援を包括的に進捗管理する機関等がないこと (2 5. 0)
4 地域住民の協力が得られなかったこと (8. 3)
5 対応できるサービス・活動する団体がないこと (4 1. 7)
6 対応するための時間がとれなかったこと (0. 0)
7 関係機関との連携がとれなかったこと (1 6. 7)
8 本来業務の範囲を超えるものであること (3 3. 3)
9 対応できなかった(又は対応できそうもない) ことはない (1 6. 7)

問9 他の相談支援機関等と個別ケース会議を実施する際に課題となっていることはありますか。(○はいくつでも)

1. 個人情報の取扱いが難しいため、必要な情報を共有できない (2 5. 0)
2. 役割分担ができていない (1 6. 7)
3. 継続的にケース会議を開催する等の体制を構築できない(調整に手間や時間がかかる) (5 8. 3)
4. 支援目標が統一できない。 (0. 0)
5. 他の相談支援機関との関係づくりができていないため開催を呼びかけづらい。 (3 3. 3)
6. 個別ケース会議を開催したことがない。 (0. 0)
7. 課題はない (0. 0)
8. その他 () (2 5. 0)

問10 他分野の相談や複合的な課題に対し、各相談支援機関が連携して支援にあたるために必要なことは何ですか。(○は**3つまで**)

1. 相談や協議ができたり、他機関とつながることができる場の設置 (4 1. 7)
2. 複数の関係機関をコーディネートする機関の設置 (人の配置) (3 3. 3)
3. 複合的な課題や支援につながっていない世帯等に対し積極的な訪問等を行う機関の設置 (人の配置) (4 1. 7)
4. 他制度や各相談支援機関の役割等を把握するための研修の実施 (1 6. 7)
5. 関係機関との間で、支援を標準化するためのマニュアル・様式(経過を確実にやり取りするための連絡票等)の作成 (1 6. 7)

6. 必要な情報を共有するための個人情報に関する取り決め (8. 3)
7. その他 () (2 5. 0)

III. 他分野の相談や複合的な課題への対応

問1 他の相談支援機関と連携する必要があるときに、連絡や連携はスムーズに行われていると感じていますか。(○は**1つだけ**)

1. 感じる (4 1. 7)
2. 感じない (4 1. 7)

問2 他の相談支援機関等に相談者をつなぐ際に課題と感じることはありますか。該当する項目を選択してください。(○は**3つまで**)

1. 相談者の個人情報の取扱いが難しい (2 5. 0)
2. どのように相談支援機関を探したらよいか分からない (0. 0)
3. 連携先の業務に関する知識に乏しいため、何をどのように支援してもらえかわからない。 (8. 3)
4. 顔の見える関係性を構築しておらず、相談しづらい (3 3. 3)
5. 相談者のニーズが複雑化・多様化しており、他制度・施策のどの相談支援機関等を紹介すれば良いか分からない (5 0. 0)
6. つなぐことがほとんどない (0. 0)
7. 特に課題はない (8. 3)
8. その他 () (2 5. 0)

問3 他の相談支援機関等から相談者を紹介される際に課題と感じることはありますか。該当する項目を選択してください。(○は**3つまで**)

1. 相談者の個人情報等、支援に必要な情報を収集することが難しい (3 3. 3)
2. 他の相談支援機関等から連絡なしで紹介される(相談者への情報提供のみ) (4 1. 7)
3. 他の相談支援機関等で対応する必要がある相談者を紹介される (2 5. 0)
4. 真機関に対する誤った役割・機能等の情報が相談者に伝わっている (3 3. 3)
5. 紹介された際の相談者に関する情報と相談者本人の話が異なる (5 0. 0)
6. 紹介されることがほとんどない (0. 0)
7. 特に課題はない (8. 3)
8. その他 () (8. 3)

地域の福祉ニーズ調査票（地域子育て支援拠点・子育て総合相談窓口・エリア支援保育所）【結果】

1. 子育て世帯の支援

※各選択肢欄にある（ ）内の数字は回答割合です。

問1 子育て世帯からの相談に応じていて既存の公的制度やサービスでは対応できなくて困ったことはありませんか。

1. ある (43.0)
2. ない ⇒問3へ (56.1)

問2 それは、どのような内容のものでしたか。(○はいくつでも) また、どのように対応されましたか。※ 対応方法の集計は省略しています。

記載例 ① しつけなど子育ての仕方

- 1 しつけなど子育ての仕方 ... (A) ()
2 親同士の交流・仲間づくり ... (17.4)
3 乳幼児との関わり方 ... (15.2)
4 急用の際の一時預かり ... (13.0)
5 リフレッシュの際の一時預かり ... (52.2)
6 共働きによる子どもの世話 ... (34.8)
7 ひとり親家庭における子どもとの接し方 ... (23.9)
8 子どもの発達への不安 ... (8.7)
9 発達に遅れのある子どもへの対応 ... (41.3)
10 経済的支援 ... (47.8)
11 まわりから子育てへの援助がないこと ... (23.9)
12 その他 ... (41.3) (30.4)

【対応内容の選択肢】

- A. (回答者が) 自分で対応した B. 家族・親族等と対応した
C. 地域（民生委員等）と協力して対応した D. 行政機関に依頼した
E. 社会福祉協議会に依頼した F. ボランティア・NPOに依頼した
G. 他の相談機関と協力して対応した H. 他の相談機関に引き継いだ
I. 特に対応しなかった・対応できなかった
J. その他 ()

問3 ボランティアや地域の人が子育て世帯を援助する場合、どんな活動が必要だと思いますか。(○はいくつでも)

- 1 集いの場（サロン） (72.0) 2 相談・話し相手 (78.5)
3 子どもの外出時の付き添い (17.8) 4 一時的な子どもの預かり (65.4)
5 子ども同士が交流できる環境づくり (48.6)
6 登下校時の見守り (48.6) 7 非行防止パトロール (24.3)
8 伝承遊びなど高齢者との交流 (33.6)
9 子どもの遊び相手・スポーツ指導 (27.1) 10 家事援助 (40.2)
11 家庭訪問活動 (29.0) 12 その他 (8.4)

II. 地域の困り事について、お尋ねします

問1 地域との関係づくりのために、日頃の業務の中で実施していることは何ですか。

(○は3つまで)

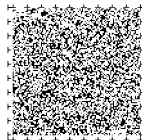
- 1 地域福祉活動への参加・協力 (23.4)
2 地域の行事等への参加・協力 (46.7)
3 地域住民との協議の場への参加 (14.0)
4 地域住民等との協働による取組の実施（サロン等）における専門相談の実施等 (44.9)
5 本人への支援を行う際に、地域住民等に対しケース会議への参加を依頼する (4.7)
6 区社会福祉協議会との連携・協力 (40.2)
7 民生委員・児童委員、主任児童委員等との連携・協力 (72.0)
8 その他 () (4.7)

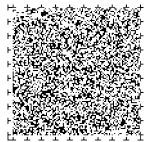
問2 地域の困り事を地域住民の課題として、住民同士が協力して問題解決する力は、この数年でどのようになっていると思いますか。(○は1つだけ)

- 1 高まっている (5.6)
2 やや高まっている (19.9)
3 変わらない (27.1)
4 やや低下している (21.5)
5 低下している (4.7)
6 わからない (20.6)

問3 地域の困り事を地域住民の課題として、住民同士が協力して問題解決する力を高めるためには、何が必要だと思いますか。(○は3つまで)

- 1 地域福祉ニーズに対応する団体の情報の地域への発信 (33.6)
2 活動者への研修等の開催 (17.8)
3 専門機関（専門職員）のアドバイス (26.2)
4 地域団体やボランティア・NPOと顔の見える関係づくり (61.7)
5 身近に相談できる人や場所の存在 (55.1)
6 元気な高齢者が担い手となるための取り組み (12.1)
7 学生などの若者が担い手として参加するための取り組み (14.0)
8 社会福祉法人、商店や企業等の地域貢献による支援 (15.0)
9 住民が話し合う場 (19.6)
10 地域住民の福祉意識を高めるための啓発 (18.7)





問4 以下の事項の課題を抱える人や世帯を把握し、支援した又は他の機関等へのつなぎを行ったことはありますか。(問①～⑩すべての項目について回答してください。)

事項	把握状況 (件)				(ある場合) 対応状況 (%)			
	ある	ない	自ら支援した	他機関等へつないだ	支援できなかった	支援できなかった	支援できなかった	支援できなかった
※自らの(機関等)のみで支援したケースは、「自ら支援した」に○をつけてください。 ※他の機関等につないで自らも連携に参加した場合、「他機関等へつないだ」に含めます。 ※複数の対応したケースがある場合は、該当する対応結果のすべてに○をつけてください。								
① 介護と子育てを同時にしており、介護・育児負担を感じている人や世帯 (いわゆるダブルケア)	20	86	60.0	65.0	0.0	0.0	0.0	0.0
② 高齢者と障害者の同居世帯で複数の課題を抱えている人や世帯	9	96	55.6	66.7	11.1	1.1	1.1	1.1
③ 高齢の親が障害のある子どもの介護をしており、支援が必要と思われる人	5	99	60.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
④ ①～③以外で、複数の課題を抱えている人や世帯	32	71	65.6	84.4	6.3	6.3	6.3	6.3
⑤ 支援拒否や自ら相談や利用申請等ができない人や世帯	28	76	60.7	75.0	14.3	14.3	14.3	14.3
⑥ 生活に困窮しており、支援が必要と思われる人や世帯	36	68	36.1	88.9	11.1	11.1	11.1	11.1
⑦ 住まいの確保など居住に課題を抱えた人や世帯	20	85	35.0	85.0	15.0	15.0	15.0	15.0
⑧ 精神疾患を抱えている人又は抱えていないと思われるが、どこにも相談していない人	38	67	55.3	71.1	13.2	13.2	13.2	13.2
⑨ 支援が必要な障害がある又はあると思われるが、障害者手帳を取得していない人	24	81	58.3	70.8	4.2	4.2	4.2	4.2
⑩ 判断能力が不十分であることにより成年後見などの権利擁護を必要としている人や世帯 (消費者被害など)	7	98	42.9	85.7	0.0	0.0	0.0	0.0
⑪ 虐待の問題を抱えている人や世帯	47	58	53.2	89.4	4.3	4.3	4.3	4.3
⑫ 刑務所から出所した人などであって、福祉的な支援を必要としている人	4	101	75.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
⑬ 入所施設や病院等から退所・退院した人であって、地域から孤立している人	8	96	87.5	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
⑭ 外国人であって、地域とのつながりが特で、地域から孤立している人	38	67	68.4	65.8	5.3	5.3	5.3	5.3

問5 前のページの問4のほか、複合的な課題や現状の制度の中で対応が困難な課題を抱えているケースがありましたら、ご記入ください。

問6 複合的な課題を抱えた人や世帯又は支援を拒否している人や世帯について、誰もしくはどういう機関・団体に連携をしましたか。または、連携を期待しますか。(①～⑭すべての項目について回答してください。)

機関・団体の名称	連携したことがある	今後連携を期待する
例：連携したことはないが、今後期待する場合	→	×
① 公的機関 (区役所・保健センター、児童相談所など)	78.5	41.1
② 社会福祉協議会	38.3	36.4
③ いきいき支援センター	11.2	32.7
④ 障害者基幹相談支援センター	19.6	35.5
⑤ 地域子育て支援拠点 (※)	64.5	33.6
⑥ 子育て総合相談窓口 (子育て世代包括支援センター)	30.8	47.7
⑦ 仕事・暮らし自立サポートセンター	14.0	34.6
⑧ 成年後見あんしんセンター	4.7	21.5
⑨ 高齢者虐待相談センター・障害者虐待相談センター	4.7	29.0
⑩ 障害者・認知症高齢者権利擁護センター	3.7	24.3
⑪ 地域団体 (地域福祉推進協議会など)	26.2	41.1
⑫ ボランティア	36.4	38.3
⑬ NPO	40.2	33.6
⑭ 家族・親族	40.2	33.6
⑮ 隣近所の人	24.3	29.9
⑯ 民生委員・児童委員 (主任児童委員)	63.5	43.0
⑰ 居宅介護支援事業所・相談支援事業所等	8.4	22.4
⑱ 訪問介護や通所介護等のサービス事業所	12.1	24.3
⑲ 医療機関 (病院など)	33.6	50.4
⑳ 知人・友人	30.8	22.4
㉑ その他 ()	7.5	5.6

(※)つどいの広場、子ども・子育て支援センター、地域子育て支援センター、児童館

問7 複合的な課題を抱えた人や世帯又は支援を拒否している人や世帯について、対応できる専門機関や地域団体、ボランティア・NPOなど必要な機関等の十分な情報を持っていますか。(○は1つだけ)

- 1 十分持っている (8. 4) 2 少し持っている (7. 3. 9)
- 3 持っていない (16. 8)

問8 複合的な課題を抱えた人や世帯又は支援を拒否している人や世帯について、援助を求められ、対応できなかった(又は対応できそうもない)場合、その原因は何だと思えますか。(○はいくつでも)

- 1 対応できるサービス・活動する団体の情報がないこと (4. 5. 8)
- 2 相談できる窓口が分らないこと (3. 3. 6)
- 3 世帯全体への支援を包括的に進捗管理する機関等がないこと (4. 7. 7)
- 4 地域住民の協力が得られなかったこと (8. 4)
- 5 対応できるサービス・活動する団体がないこと (2. 4. 3)
- 6 対応するための時間がとれなかったこと (1. 5. 0)
- 7 関係機関との連携がとれなかったこと (1. 9. 6)
- 8 本来業務の範囲を超えるものであること (4. 0. 2)
- 9 対応できなかった(又は対応できそうもない) ことはない (1. 1. 2)

問9 他の相談支援機関等と個別ケース会議を実施する際に課題となっていることはありますか。(○はいくつでも)

- 1 個人情報取扱いが難しいため、必要な情報を共有できない (3. 1. 8)
- 2 役割分担ができていない (1. 9. 6)
- 3 継続的にケース会議を開催する等の体制を構築できない(調整に手間や時間がかかる) (4. 3. 0)
- 4 支援目標が統一できない。 (1. 3. 1)
- 5 他の相談支援機関との関係づくりができていないため開催を呼びかけづらい。 (1. 5. 9)
- 6 個別ケース会議を開催したことがない。 (2. 1. 5)
- 7 課題はない (9. 3)
- 8 その他 () (6. 5)

問10 他分野の相談や複合的な課題に対し、各相談支援機関が連携して支援にあたるために必要なことは何ですか。(○は3つまで)

- 1 相談や協議ができたり、他機関とつながることができる場の設置 (5. 7. 0)
- 2 複数の関係機関をコーディネートする機関の設置(人の配置) (7. 2. 0)
- 3 複合的な課題や支援につながっていない世帯等に対し積極的な訪問等を行う機関の設置(人の配置) (4. 7. 7)
- 4 他制度や各相談支援機関の役割等を把握するための研修の実施 (2. 1. 5)
- 5 関係機関との間で、支援を標準化するためのマニュアル・様式(経過を確実にやり取りするための連絡票等)の作成 (2. 8. 0)
- 6 必要な情報を共有するための個人情報に関する取り決め (2. 3. 4)
- 7 その他 () (2. 8)

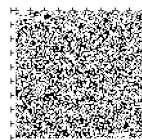
III. 他分野の相談や複合的な課題への対応

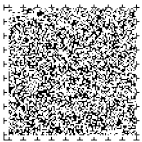
問1 他の相談機関と連携する必要があるときに、連絡や連携はスムーズに行われていると感じていますか。(○は1つだけ)

- 1 感じる (4. 9. 6)
- 2 感じない (4. 1. 1)

問2 他の相談支援機関等に相談者をつなぐ際に課題と感ずることはありますか。該当する項目を選択してください。(○は3つまで)

- 1 相談者の個人情報の取扱いが難しい (4. 8. 6)
- 2 どのように相談支援機関を探したらよいか分からない (1. 4. 0)
- 3 連携先の業務に関する知識に乏しいため、何をどのように支援してもらえかわからない。 (3. 1. 8)
- 4 相談者のニーズが複雑化・多様化しており、他制度・施策のどの相談支援機関等を紹介すれば良いかわからない (4. 5. 8)
- 5 つなぐことがほとんどない (9. 3)
- 6 特に課題はない (9. 3)
- 7 その他 () (7. 5)





問 3 他の相談支援機関等から相談者を紹介される際に課題と感ずることはありますか。該当する項目を選択してください。(○は3つまで)

- 1 相談者の個人情報等、支援に必要な情報を収集することが難しい (30. 8)
- 2 他の相談支援機関等から連絡なしで紹介される (相談者への情報提供のみ) (15. 0)
- 3 他の相談支援機関等に対応する必要がある相談者を紹介される (6. 5)
- 4 貴機関に対する誤った役割・機能等の情報が相談者に伝わっている (8. 4)
- 5 紹介された際の相談者に関する情報と相談者本人の話が異なる (7. 5)
- 6 紹介されることがほとんどない (29. 9)
- 7 特に課題はない (21. 5)
- 8 その他 (5. 6)

地域の福祉ニーズ調査票（民生委員児童委員）【結果】

※各選択肢横にある（ ）内の数字は回答割合です。

I. 地域における活動についてお尋ねします。

（介護保険法・障害者総合支援法の制度外サービス）

問 1 高齢者や障害者等で日常生活に支障のある人やそのご家族からの相談に応じて、介護

保険や障害者総合支援法等既存の公的制度やサービスでは対応できなくて困ったことはありますか。

- 1 ある (45. 7)
2 ない ⇒問 3 へ (53. 0)

問 2 それは、どのような内容のものでしたか。(○はいくつでも) また、どのように対応されましたか。※ 対応方法の集計は省略しています。

- 記載例 ① 外出支援（通院含む） … (A)
- 1 外出支援（通院含む） … (17. 9)
2 買い物の手伝い … (16. 2)
3 ゴミ出しや掃除 … (17. 5)
4 入院時・入院中のお手伝い … (15. 4)
5 話し相手 … (12. 8)
6 電化製品の修理、使用方法の説明 … (9. 8)
7 家の小修繕 … (11. 5)
8 ペットの世話 … (4. 3)
9 生きがいのための趣味活動 … (4. 3)
10 集いの場（サロン） … (9. 4)
11 隣人トラブル … (27. 1)
12 医療的ケアが必要な人の就学・就労 … (2. 1)
13 医療同意 … (6. 4)
14 保証人探し（入院手続き、賃貸契約等） … (7. 3)
15 経済的支援 … (6. 4)
16 就労支援 … (1. 3)
17 社会的孤立 … (6. 4)
18 その他 () … (6. 0)

【対応内容の選択肢】

- A. (回答者が) 自分で対応した
C. 地域で助け合って対応した
E. 社会福祉協議会に依頼した
G. 他の相談機関と協力して対応した
I. 特に対応しなかった・対応できなかった
J. その他 ()
- B. 家族・親族等と対応した
D. 行政機関に依頼した
F. ボランティア・NPOに依頼した
H. 他の相談機関に引き継いだ

（子育て世帯の支援）

問 3 子育て世帯からの相談に応じていて既存の公的制度やサービスでは対応できなくて困ったことはありますか。

- 1 ある (18. 8)
2 ない ⇒問 5 へ (81. 2)

問 4 それは、どのような内容のものでしたか。(○はいくつでも) また、どのように対応されましたか。※ 対応方法の集計は、速報版では、省略しています。

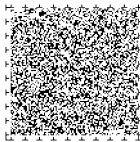
- 記載例 ① しつけなど子育ての仕方 … (A)
- 1 しつけなど子育ての仕方 … (25. 0)
2 親同士の交流・仲間づくり … (40. 9)
3 乳幼児との関わり方 … (13. 6)
4 急用の際の一時預かり … (22. 7)
5 リフレッシュの際の一時預かり … (11. 4)
6 共働きによる子どもの世話 … (15. 9)
7 ひとり親家庭における子どもとの接し方 … (15. 9)
8 子どもの発達への不安 … (25. 0)
9 発達に遅れのある子どもへの対応 … (38. 6)
10 経済的支援 … (15. 9)
11 まわりから子育てへの援助がないこと … (11. 4)
12 その他 () … (13. 6)

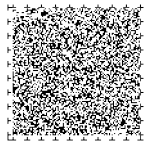
【対応内容の選択肢】

- A. (回答者が) 自分で対応した
C. 地域で助け合って対応した
E. 社会福祉協議会に依頼した
G. 特に対応しなかった・対応できなかった
H. その他 ()
- B. 家族・親族等と対応した
D. 行政機関に依頼した
F. ボランティア・NPOに依頼した

問 5 ボランティアや地域の方が子育て世帯を援助する場合、どんな活動が必要だと思いますか。(○はいくつでも)

- 1 集いの場（サロン） (73. 1) 2 相談・話し相手 (65. 4)
3 子どもを外出時の付き添い (2. 6) 4 一時的な子どもの預かり (29. 1)
5 子ども同士が交流できる環境づくり (56. 4)
6 登下校時の見守り (54. 3) 7 非行防止パトロール (23. 1)
8 伝承遊びなど高齢者との交流 (39. 3)
9 子どもの遊び相手・スポーツ指導 (23. 9) 10 家事援助 (5. 6)
11 家庭訪問活動 (15. 0) 12 その他 (3. 8)





問6 いわゆる社会的に孤立した人や世帯が抱えている課題が深刻化する場合が少なくないと言われています。地域において社会的孤立を防止するために何が必要だと思われるか。(○は3つまで)

- 1 地域住民の理解を得るための啓発活動 (17. 9)
- 2 閉じこもりがちな人や孤立しがちな人(世帯)の情報の把握 (60. 7)
- 3 サロンなどの地域住民の交流を促進する活動 (34. 2)
- 4 地域住民による日常的な見守り、助け合い活動 (42. 7)
- 5 地域で見守り、助け合い活動などを行う地域住民と区役所や専門機関との連携 (46. 2)
- 6 地域で交流づくりの活動などを行う地域住民とボランティアグループ・NPOとの連携 (7. 7)
- 7 地域で身近に相談できる相談場所の設置 (20. 9)
- 8 地域住民だけでは対応が困難な事案について、直接訪問するなどの支援を行う専門職員の配置 (49. 6)

問7 社会的孤立を防止するために、どのような障害や問題点があると思われますか。(○は3つまで)

- 1 見守り活動を行う団体の人員が不足している (15. 4)
- 2 個人情報保護の意識の高まりにより、対象者の把握が難しい (71. 4)
- 3 団体間の個人情報のやり取りが難しい (12. 0)
- 4 個人情報を管理することが難しい (7. 7)
- 5 地域のつながりが薄れ、対象者の把握が難しい (59. 8)
- 6 見守りを拒否する人への対応 (43. 2)
- 7 オートロックのマンションなどセキュリティにより見守り活動が難しい (36. 2)
- 8 地域住民とその活動を支援する専門職員との連携が不十分 (10. 3)
- 9 見守り活動で応答がないなど異常を発見した際の対応など活動のための相談窓口や支援する専門職員が不足している (17. 1)

II. 地域の困り事について、お尋ねします

問1 現在、貴学区で問題になっていると思うことは何ですか。

(○はいくつでも)

- 1 住民同士の交流する機会の減少 (40. 6)
- 2 住民同士の助け合い意識の低下 (50. 0)
- 3 地域の治安(防犯) (14. 5)
- 4 災害時に備えた対応や防災対策 (45. 3)
- 5 地域の美化 (5. 6)
- 6 高齢者世帯や障害者世帯への(見守りや生活等)支援 (31. 2)
- 7 認知症による周辺症状に伴う近隣トラブル(徘徊など) (18. 8)
- 8 子育て環境(子育ての孤立化など) (9. 0)
- 9 子どもの健全育成(非行やいじめ、子どもの貧困など) (5. 6)
- 10 地域での住みやすさの問題(商業施設の減少や放置された空き家の増加など) (18. 8)
- 11 その他(具体的に:) (13. 2)
- 12 特になし (9. 4)
- 13 分からない (1. 7)

問2 地域の困り事を地域住民の課題として、住民同士が協力して問題解決する力は、ここ数年でどのようになっていると思いますか。(○は1つだけ)

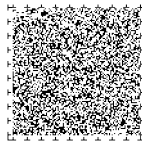
- 1 高まってきている (5. 1)
- 2 やや高まってきている (26. 1)
- 3 変わらない (33. 8)
- 4 やや低下している (19. 2)
- 5 低下している (9. 8)
- 6 わからない (4. 3)

問3 地域の困り事を地域住民の課題として、住民同士が協力して問題解決する力を高めるためには、何が必要だと思いますか。(○は3つまで)

- 1 地域福祉ニーズに対応する団体の情報の地域への発信 (26. 5)
- 2 活動者への研修等の開催 (8. 5)
- 3 専門機関(専門職員)のアドバイス (18. 8)
- 4 地域団体やボランティア・NPOと顔の見える関係づくり (25. 6)
- 5 身近に相談できる人や場所の存在 (42. 7)
- 6 元気な高齢者が担い手となるための取り組み (42. 3)
- 7 学生などの若者が担い手として参加するための取り組み (23. 5)
- 8 社会福祉法人、商店や企業等の地域貢献による支援 (7. 3)
- 9 住民が話し合う場 (21. 8)
- 10 地域住民の福祉意識を高めるための啓発 (48. 3)

問 4 以下の事項の課題を抱える人や世帯を把握し、支援した又は他の機関等へのつなぎを行ったことはありますか。(問①～⑭すべての項目について回答してください。)

事項	把握状況（件）		（ある場合）対応状況（％）		
	ある	ない	自ら支援した	他機関等へつないだ	支援できなかった
※自ら（の機関等）のみで支援したケースは、「自ら支援した」に○をつけてください。 ※他の機関等につないで自らも連携に参加した場合、「他機関等へつないだ」に含めます。 ※複数の対応したケースがある場合は、該当する対応結果のすべてに○をつけてください。					
① 介護と子育てを同時にしており、介護・育児負担を感じている人や世帯（いわゆるダブルケア）	20	200	5.0	90.0	10.0
② 高齢者と障害者の同居世帯で複数の課題を抱えている人や世帯	65	155	20.0	72.3	15.4
③ 高齢の親が障害のある子どもの介護をしており、支援が必要と思われる人	44	170	18.2	70.5	27.3
④ ①～③以外で、複数の課題を抱えている人や世帯	45	163	31.1	82.2	4.4
⑤ 支援拒否や自ら相談や利用申請等ができない人や世帯	100	117	15.0	78.0	19.0
⑥ 生活に困窮しており、支援が必要と思われる人や世帯	93	122	12.9	92.5	5.4
⑦ 住まいの確保など居住に課題を抱えた人や世帯	57	158	36.8	52.6	22.8
⑧ 精神疾患を抱えている人又は抱えていると思われるが、どこにも相談していない人	48	168	31.3	70.8	14.6
⑨ 支援が必要な障害がある又はあると思われるが、障害者手帳を取得していない人	28	184	14.3	78.6	14.3
⑩ 判断能力が不十分であることにより成年後見などの権利擁護を必要としている人や世帯（消費者被害など）	43	173	16.3	81.4	9.3
⑪ 虐待の問題を抱えている人や世帯	44	170	11.4	86.4	6.8
⑫ 刑務所から出所した人などであって、福祉的な支援を必要としている人	12	203	33.3	66.7	8.3
⑬ 入所施設や病院等から退所・退院した人であって、地域から孤立している人	38	175	18.4	86.8	15.8
⑭ 外国人であって、地域とのつながりが持てず、地域から孤立している人	13	202	46.2	30.8	30.8

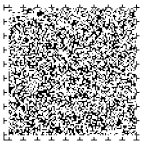


問 5 前のページの問 4 のほか、複合的な課題や現状の制度の中で対応が困難な課題を抱えているケースがあります。ご記入ください。

問 6 複合的な課題を抱えた人や世帯又は支援を拒否している人や世帯について、誰もしくはどのような機関・団体に連携をしましたか。または、連携を期待しますか。(①～⑭すべての項目について回答してください。)

機関・団体の名称	連携したことがある	今後連携を期待する
	→	→
例：連携したことはないが、今後期待する場合	→	→
① 公的機関 (区役所・保健センター、児童相談所など)	72.3	32.5
② 社会福祉協議会	66.3	32.5
③ いきいき支援センター	80.8	32.9
④ 障害者基幹相談支援センター	12.0	52.1
⑤ 地域子育て支援拠点 (※)	23.5	46.2
⑥ 子育て総合相談窓口 (子育て世代包括支援センター)	9.4	56.0
⑦ 仕事・暮らし自立サポートセンター	7.3	50.9
⑧ 成年後見あんしんセンター	5.1	49.5
⑨ 高齢者虐待相談センター・障害者虐待相談センター	3.0	49.6
⑩ 障害者・認知症高齢者権利擁護センター	7.7	50.9
⑪ 地域団体 (地域福祉推進協議会など)	48.7	32.5
⑫ ボランティア	27.4	29.5
⑬ NPO	9.0	36.8
⑭ 家族・親族	57.7	30.3
⑮ 隣近所の人	60.7	33.3
⑯ 民生委員・児童委員 (主任児童委員)	76.0	29.1
⑰ 居宅介護支援事業所・相談支援事業所等	33.8	39.8
⑱ 訪問介護や通所介護等のサービス事業所	39.8	40.6
⑲ 医療機関 (病院など)	32.1	41.9
⑳ 知人・友人	31.2	27.4
㉑ その他 ()	2.1	7.7

(※) つどいの広場、子ども・子育て支援センター、地域子育て支援センター、児童館



問7 複合的な課題を抱えた人や世帯又は支援を拒否している人や世帯について、対応できる専門機関や地域団体、ボランティア・NPOなど必要な機関等の十分な情報を持っていますか。(○は**1つだけ**)

- 1 十分持っている (7. 7) 2 少し持っている (63. 3)
- 3 持っていない (25. 2)

問8 複合的な課題を抱えた人や世帯又は支援を拒否している人や世帯について、援助を求められ、対応できなかった (又は対応できそうもない) 場合、その原因は何だと思えますか。(○は**いくつでも**)

- 1 対応できるサービス・活動する団体の情報がないこと (26. 9)
- 2 相談できる窓口が分らないこと (14. 1)
- 3 世帯全体への支援を包括的に進捗管理する機関等がないこと (27. 4)
- 4 地域住民の協力が得られなかったこと (12. 8)
- 5 対応できるサービス・活動する団体がないこと (15. 0)
- 6 対応するための時間がとれなかったこと (13. 2)
- 7 関係機関との連携がとれなかったこと (9. 4)
- 8 本来業務の範囲を超えるものであること (38. 9)
- 9 対応できなかった (又は対応できそうもない) ことはない (1. 5)

名古屋市地域福祉計画及び名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進計画 策定懇談会開催要綱

(趣旨)

第1条 名古屋市地域福祉計画及び名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進計画（以下「地域福祉に関する計画」という。）の策定にあたり、関係機関・団体及び住民等の意見を聴取し、地域の実情に応じた計画を策定するため、計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(定義)

第2条 この要綱における用語は、以下のとおりとする。

- (1) 名古屋市地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づき名古屋市が策定する計画をいう。
- (2) 名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進計画は、社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が地域福祉の計画的な取組みを進めるために策定する計画をいう。

(構成)

第3条 懇談会は、次に掲げる者により構成し、次の各号に掲げる者のうちから名古屋市健康福祉局長及び市社協会長が依頼する。

- (1) 関係団体から推薦された者
 - (2) 学識経験者
 - (3) 市民代表者等
- 2 懇談会への出席に対し、報償として、原則1回あたり金11,600円を支給する。
- 3 懇談会の座長は、構成員の互選により決定する。
- 4 座長は、懇談会の議事を進行する。

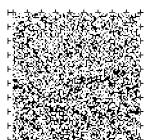
(役割)

第4条 懇談会は、次の各号に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) 名古屋市地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進計画の策定に関すること。
- (3) 現行の地域福祉に関する計画の進行管理・評価に関すること。
- (4) その他関係すること。

(会議の公開)

第5条 原則として公開する。ただし、名古屋市健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課長及び市社協地域福祉推進部長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。



(作業部会)

第6条 懇談会のほか、作業部会を開催する。

2 作業部会は、地域福祉に関する計画に盛り込むべき重要な事項に関する意見を聴取し、その経過及び結果を懇談会に報告する。

3 作業部会の構成及び運営その他必要な事項は、別に定める。

(庶務)

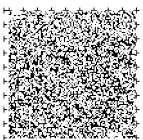
第7条 懇談会の庶務は、名古屋市健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課及び市社協地域福祉推進部において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営その他必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。



名古屋市地域福祉計画及び名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進計画 策定懇談会作業部会開催要領

(趣旨)

第1条 名古屋市地域福祉計画及び名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進計画 策定懇談会開催要綱第6条第3項の規定に基づき、策定懇談会作業部会（以下「作業部会」という。）を開催する。

(構成)

第2条 作業部会の委員は、策定懇談会の委員の中から選出する。

2 作業部会には、第3条各号の事項に必要な地域の活動者や各種の専門機関の職員を出席させることができる。

3 作業部会への出席に対し、報償として、原則1回あたり金11,600円を支給する。

4 作業部会の座長は、構成員の互選により決定する。

5 座長は、作業部会の議事を進行する。

(役割)

第3条 作業部会は、次の各号に掲げる事項について取り扱う。

(1) 名古屋市地域福祉計画の策定に係る住民意見聴取及び素案、成案の作成に関すること。

(2) 名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進計画の策定に係る住民意見聴取及び素案、成案の作成に関すること。

(3) その他関係すること

(会議の公開)

第4条 原則として公開する。ただし、名古屋市健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課長及び市社協地域福祉推進部長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(庶務)

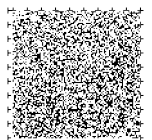
第5条 作業部会の庶務は、名古屋市健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課及び市社協地域福祉推進部において処理する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、作業部会の運営その他必要な事項は、座長が別に定める。

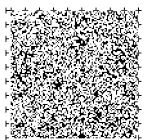
附 則

この要領は、平成30年8月1日から施行する。



なごやか地域福祉2020策定懇談会 委員名簿

	氏名	所属
学識経験者	小松理佐子 長岩 嘉文	日本福祉大学 日本福祉大学中央福祉専門学校
地域福祉関係団体	相原 邑子 浅井 慶弼	社会福祉法人名古屋市南区社会福祉協議会 社会福祉法人名古屋市瑞穂区社会福祉協議会
地域活動団体	後藤 弘康 中村 剛 山寄 梅治 水野 武男 福谷 直正	名古屋市区政協力委員議長協議会 名古屋市保健環境委員会 名古屋市民生委員児童委員連盟（令和元年11月まで） 名古屋市民生委員児童委員連盟（令和元年12月から） 名古屋市保護区保護司会連絡協議会
社会教育関係団体	河合 襦子	名古屋市地域女性団体連絡協議会
高齢者福祉 関係団体	古川 忠利 三溝 芳隆	名古屋市老人福祉施設協議会 名古屋市老人クラブ連合会
障害者福祉 関係団体	王子田 剛 北村 榮章 橋井 正喜	愛知県精神障がい者福祉協会 名古屋市知的障害者福祉施設連絡協議会 名古屋市障害者団体連絡会
児童福祉関係団体	梅村麻美子 木戸 秀典 藤岡 省吾	名古屋市児童養護連絡協議会 名古屋市子ども会連合会 名古屋民間保育園連盟
教育関係団体	相川 保敏 下方 丈司 杉山 晃一	名古屋市立小中学校長会 名古屋市立小中学校 PTA 協議会 名古屋学院大学社会連携センター
保健医療関係団体	安藤 正晃 東浦 司 野田 雄二 山根 則夫	名古屋市歯科医師会（令和元年5月まで） 名古屋市歯科医師会（令和元年6月から） 名古屋市薬剤師会 名古屋市医師会
市民活動関係団体	織田 元樹 栗田 暢之 田代 京美 遠山 涼子 深谷 潤一	特定非営利活動法人 ボラみみより情報局 特定非営利活動法人 レスキューストックヤード 名古屋市ボランティア連絡協議会 特定非営利活動法人 ボランティア・ネイバーズ 特定非営利活動法人 ICDS
企業・商店・組合等 関係団体	社本 謙 花崎 顕仁 堤 博信 馬場 宏之 舟橋 左門 松本 直樹 杉岡 博之	名古屋市商店街振興組合連合会 日本フランチャイズチェーン協会（令和元年5月まで） 日本フランチャイズチェーン協会（令和元年6月から） 名古屋商工会議所 愛知県喫茶飲食生活衛生同業組合 名古屋市住宅供給公社（平成31年3月まで） 名古屋市住宅供給公社（平成31年4月から）



	氏名	所属
企業・商店・組合等 関係団体	村瀬 友総 鳥居 孝智 山本 哲夫 加藤 昭夫 渡辺 恭 岡山 正浩	名古屋市新聞販売店地域安全協議会（令和2年2月まで） 名古屋市新聞販売店地域安全協議会（令和2年3月から） 愛知県生活協同組合連合会（令和元年5月まで） 愛知県生活協同組合連合会（令和元年6月から） 日本チェーンストア協会中部支部（令和元年2月まで） 日本チェーンストア協会中部支部（令和元年3月から）
市民公募委員	伊藤 裕通 杉江 勇夫 永田 尚子 村松万友美	

「区分」ごとに各委員のご氏名の五十音順（敬称省略）

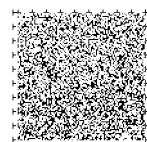
なごやか地域福祉2020策定懇談会作業部会 委員名簿

	氏名	所属
学識経験者	小松理佐子 長岩 嘉文	日本福祉大学 日本福祉大学中央福祉専門学校
市民活動関係団体	織田 元樹 栗田 暢之 遠山 涼子	特定非営利活動法人 ボラみみより情報局 特定非営利活動法人 レスキューストックヤード 特定非営利活動法人 ボランティアネイバーズ
市民公募委員	伊藤 裕通 杉江 勇夫 永田 尚子 村松万友美	

出席を求める関係者

	氏名	所属
包括的な支援体制 に関係する専門機 関等	青木 敬子	名古屋市民生委員児童委員連盟
	小川 智子	名古屋市子ども・子育て支援センター (令和元年5月まで)
	水谷 有志	名古屋市子ども・子育て支援センター (令和元年6月から)
	久野 寿枝	熱田区障害者基幹相談支援センター
	中根 容子 平坂 義則	千種区東部いきいき支援センター 仕事・暮らし自立サポートセンター 金山

「区分」ごとに各委員のご氏名の五十音順（敬称省略）



あ

○アクセシビリティ (P47)

高齢者・障害者を含む誰もが、さまざまな製品や建物やサービスなどを支障なく利用できるかどうか、あるいはその度合いをいいます。

○意思決定支援 (P74)

認知症や障害などで判断能力が不十分な人について、本人らしい生活を実現するため、必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなど、本人が自ら意思決定をするために必要な支援をすることをいいます。

○SDGs (P6)

世界共通の目標として、健康や教育、経済成長、気候変動に関するものなど、多岐にわたる17の持続可能な開発目標と169のターゲットが設定されており、いずれも令和12年までの達成を目指すものです。

か

○外国人市民 (P48)

市内に住所を有する外国籍の人のほか、日本国籍を取得した人や国際結婚によって生まれた子どもなど外国の文化を背景に持つ人など、外国にルーツを持つ人のことをいいます。

○学区連絡協議会 (P10等)

住民相互の交流を図り、連帯を高めることを目的として、学区内の様々な団体の代表等で構成された協議組織です。小学校区単位 (=学区) に設置され、学区におけるコミュニティ活動の中心的役割を担っています。

○区将来ビジョン (P7)

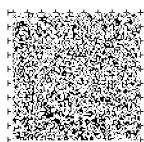
区を取り巻く社会状況の変化を踏まえ、めざすべき区の姿を明らかにし、その実現に向けた中長期の取り組みを各区において体系化した計画です。

○区政運営方針 (P7)

区将来ビジョンの方向性に基づき、地域の課題や要望を踏まえて行政サービスや区民生活の向上を図るため、年度ごとに区役所が主体的に取り組む事業をまとめたものです。

○区政協力委員 (P10等)

町内会・自治会単位に選出され、住民と行政とのパイプ役として市長から委嘱されています。行政からの情報を住民に伝達し、住民の市区に対する意見を行政に反映させるための名古屋市独自の制度であり、市内で約5,500名の委員が、安心安全で快適なまちづくりをはじめとした市民活動の推進役としても活動しています。



か

○区のあり方基本方針（P7）

区の役割の拡充、住民自治の強化を趣旨とする地方自治法の改正や、これまでの区役所改革の取り組みを踏まえつつ、10年後の地域社会をみすえ、「住民に身近な総合行政機関」としての区役所の果たす役割・方向性を示すものです。

○権利擁護支援（P74）

認知症や障害などで判断能力が不十分な人がひとりの個人として尊重され、自分らしい生活を実現するために必要な支援を受けることといいます。

○高齢者福祉相談員（P49）

ひとり暮らしの高齢者の方などの生活や福祉、一身上の問題などの相談を行うため、各区役所・支所に相談員を配置し、訪問活動を行っています。

○子ども会（P10等）

遊びを中心とした異年齢の子ども同士の集団活動を通じて、子どもの自主性・創造性・協調性を養い、心身の健全な育成を目的とする地域団体です。

○子ども食堂（P45等）

子どもの孤食を防止し、子どもが安心して食事ができる機会を提供することを通じて、子どもの健やかな育ちを支援する取り組み。地域における「子どもから高齢者まで誰でも集える場」としての役割も期待されています。

○コミュニティワーカー（P44）

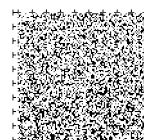
一定の地域社会で生じる地域住民の生活問題を地域社会自らが主体的・組織的・計画的に解決していけるよう、側面的援助を行う人のことをいいます。

○コミュニティソーシャルワーカー（P65）

生活課題を抱える各人の相談支援を地域の中で展開しつつ、さらには地域ぐるみの支援の仕組みをつくっていくことを目指す役割を持った人のことをいいます。

○合理的配慮（P43）

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担が大きすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために、その人に合わせた必要な配慮を行うこと。



○再犯の防止等の推進に関する法律（P70）

再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めたものです。

○社会福祉協議会（本文中は「社協」と表記している箇所もあります）（P10等）
10ページを参照ください。**○社会福祉法（P2等）**

福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（地域福祉）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るための法律です。

○社会福祉法人（P10等）

社会福祉事業を行うことを目的に、社会福祉法に基づき設立された法人です。

○社会的障壁（P47）

障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

○社会的孤立（P12等）

家族・地域社会との交流が客観的にみて著しく乏しい状態をいいます。

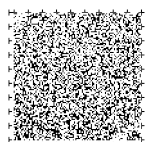
（『平成22年度版高齢社会白書（内閣府）』から抜粋）

○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（P69）

高齢者などの住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関し、国による基本方針の策定、地方自治体による供給促進計画の作成、要配慮者の入居を受入れる賃貸住宅の登録制度等について定めるなど、要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策を総合的に推進するための法律です。

○消防団（P58）

火災や地震、風水害などの様々な災害から地域を守るために、災害現場での活動や火災予防の運動などを行っている組織です。団長は市長から、団員は団長から任命されており、地域を守りたいという有志により成り立っています。



さ

○女性会（P10等）

地域の女性たちが力を合わせて安心・安全で快適なまちづくりを行っている社会教育関係団体です。「地域 いきいき世話やきおばさん」として、青少年健全育成、福祉、環境、防災などの地域の課題を学習し、それぞれの地域にあった方法で、課題の解決や地域の絆づくりに取り組んでいます。

○身体障害者相談員（P10）

身体障害児・者の更生援護の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、区役所など関係機関の業務に対する協力などを行っています。

○生活困窮者自立支援制度（P27）

仕事のこと、家計のこと、家族のことなど生活上の様々な困りごとを抱える方（生活困窮者）に対して、一人ひとりの状況にあわせた包括的な支援を行う制度です。

○生活支援協議体（P55）

生活支援の充実を目的として、各区の生活支援関係者が集い、定期的な情報共有や連携強化等を行うための協議体です。

○生活支援コーディネーター（P55）

地域における生活支援の提供体制の整備に向けた取組みを推進するために、生活支援の担い手の養成、資源開発や関係者のネットワーク化等のコーディネート業務を実施します。

○成年後見制度（P74）

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方（以下、「本人」という）について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。

（パンフレット「成年後見制度 詳しく知っていただくために」平成25年9月 最高裁判所 から抜粋）

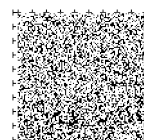
た

○地域共生社会（P37）

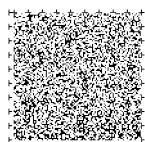
社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

○地域包括ケアシステム（P27）

2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制を構築するものです。



た	○地域福祉推進協議会（P10等） 15ページを参照ください。 ○知的障害者相談員（P10） 知的障害者の家族等からなる相談員が、区役所など関係機関との連携を保ちながら、知的障害児・者の抱える生活上の問題などについて、相談・助言を行っています。
な	○なごやか地域福祉2015（P33） 33ページを参照ください。 ○名古屋市総合計画（P5等） 市のまちづくりの方向性を明確化するとともに、市のめざす都市像を実現するために取り組む施策等を明示することを目的として策定した計画です。 名古屋市総合計画2023（計画期間令和元年度～5年度）では、関連する主な成果指標として「困った時に相談できる人が隣近所や地域にいる高齢者の割合（現状値63.7%）」の令和5年度目標を70%、12年度目標を75%と掲げているほか、「地域活動やボランティア・NPO活動に参加している市民の割合（現状値26.0%）」の令和5年度目標を33%、12年度目標を35%と掲げています。 ○なごや人権施策基本指針（P5） 市政運営の基本理念である「人間性豊かなまち・名古屋」の実現に向けて人権施策を総合的・計画的に推進していくための指針となるものです。
は	○保健環境委員（P10等） 公衆衛生に対する正しい知識の普及、実践などを通じて公衆衛生を向上増進し、地区衛生活動の進展を図るため、市長から委嘱されています。 近年においては、ごみの減量対策や環境保全活動などの新たな課題にも取り組んでおり、約7,500名の委員が、地域の公衆衛生活動のリーダーとして活躍しています。 ○保護司会（P10） 犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアであり、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員です。保護区ごとに保護司会を組織することとなっています。
ま	○民生委員・児童委員、主任児童委員（民生委員・児童委員協議会）（P10等） 25ページを参照ください。



ま	○門地 (P36) いわゆる家柄や生れなど人の出生によって当然に生じる社会的地位のことをいいます。
ら	○老人クラブ (P10等) 同一地域に暮らす高齢者が集い、会員自らの生きがいと健康づくり、仲間づくり、地域を豊かにすることを目的に「健康・友愛・奉仕」を柱とした活動を行っている自主的な組織です。
わ	○ワンオペ育児 (P14) 「ワンオペ」とは「ワンオペレーション」の略語で、飲食店等での1人勤務による過酷な状況が社会問題となったことから派生した言葉。育児に加え、仕事や家事を同時に一人で行わなければならない状態をいいます。身体的のみでなく孤独感を感じることによる精神的な負担も強くなる状況があります。

